

第2次総合計画基本計画 素案（第1章～6章）

8月24日現在

第1章 郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり

第1節 0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

4 質の高い学校教育の推進

- 魅力ある学校づくりの推進
- 確かな学力の育成
- いじめや不登校のない学校づくりの推進
- ふるさと学習による郷土愛の醸成
- 一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制の充実



考えを出し合う子どもたち

基本方針

家庭、幼稚園・保育園、学校、地域が連携して、自立して生きる力を身に付けた子どもを育てます。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
標準学力検査の偏差値平均(小学6年生)	51.1	55.0	55.0
標準学力検査の偏差値平均(中学3年生)	48.9	52.0	52.0

現状と課題

学力検査結果から、小学生は全国平均とほぼ同程度ですが、中学生は全国平均を下回っているため、基礎基本の定着と思考力・判断力・表現力の育成が課題です。

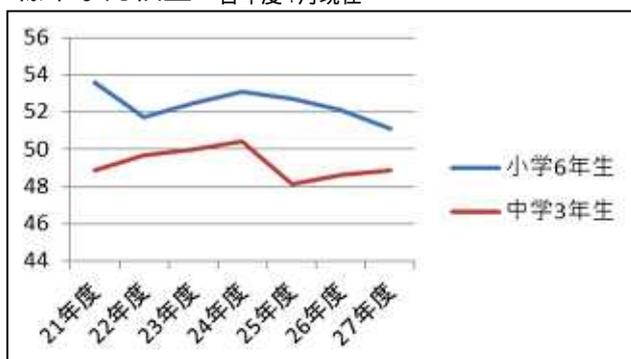
いじめ・不登校等の解消は本市の喫緊の課題です。そのため、自己肯定感、規範意識、コミュニケーション能力、人間関係づくりの能力などの社会性を育成する必要があります。

ふるさとへの愛着度は、中学3年生で80%以上となっていますが、20代では低下しています。地元企業との連携を重視した中学校、高等学校での魅力ある授業づくりの一層の推進が課題です。

特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実する必要があります。

トピック

標準学力検査 各年度4月現在



(資料:こども教育課)

小学6年生は、偏差値平均(50)を超えています。中学3年生は偏差値平均(50)を下回っています。

具体的な施策(施策の方向)

魅力ある学校づくりの推進

児童生徒が社会人・職業人として成長するために、自分の可能性を自覚し、将来像を描いて自主的に学ぶ教育活動の更なる推進を図ります。

学校と、地域や地元企業、産業が連携し、児童生徒の社会貢献活動や職場体験などの機会充実を図ります。

市内高等学校と連携し、財政支援等により、各学校の魅力づくりを推進します。

確かな学力の育成

家庭と学校が連携し、授業改善や家庭学習の定着を通して、常に全国標準を上回る学力の定着を図ります。

児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導のために、人的配置等の必要な支援を実施します。

いじめや不登校のない学校づくりの推進

いじめや不登校を生まない学校風土づくりのために、児童生徒の思いやりの心と自ら考え行動する自治的な活動、リーダーの育成を推進します。

家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。

ふるさと学習による郷土愛の醸成

地域の歴史、文化、自然、災害などを学びながら、ジオパーク学習を中心とした体験学習の充実を図り、ふるさとへの愛着と豊かな心を育みます。

一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制の充実

子どもの悩みや課題に応じた適切な指導や支援などにより、教育相談体制の充実を図ります。

学校の生活や学習に困り感を持つ子どもの個別のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

家庭は、基本的な生活習慣や規範意識の育成を担い、子どもの行動に責任を持ちます。
 地域は、日常の関わりや地域行事、社会教育活動を通して、子どもの社会性を育みます。
 学校は、教職員の資質の向上に努め、日々の授業の充実を図ります。
 行政は、学校の教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市子ども一貫教育基本計画	平成28年度～平成35年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	子ども一貫教育推進事業	カリキュラム、副読本の作成
2	学力向上支援事業	各種検定受験料の助成、補習授業
3	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
4	コミュニティスクール推進事業	地域、家庭と連携した学校づくり
5	いじめ・不登校等対策支援事業	いじめ・不登校の防止に向けた取組、相談体制
6	教育補助員等配置事業	特別支援学級等補助員の配置
7	教職員資質・指導力向上事業	指導力を高める教職員研修
8	高等学校魅力づくり支援事業	高等学校の魅力的なカリキュラム編成
9	地域愛育成事業	地域コーディネーターの配置

第2章 健康で元気なひとづくり

第3節 地域で支えあう福祉の推進

1 地域福祉の充実

- 地域社会での相互扶助機能の充実
- 社会福祉協議会・福祉団体等への支援
- 生活困窮者の自立支援
- 災害時の要配慮者への支援

PHOTO

基本方針

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
認知症サポーター養成数	2,911人	3,300人	3,700人
高齢者等見守り支援ネットワーク事業所	28事業所	35事業所	40事業所
生活困窮者自立支援事業支援プラン策定件数	1件	10件	25件

現状と課題

認知症及び認知症の疑いのある高齢者は、平成28年4月1日現在、介護保険認定者の67.7%になります。そのため、地域での見守り支援の必要性が高まっています。人口減少により地域の支えあいの機能が低下しているため、支えあいの体制づくりが必要です。

災害時の被災者支援など、地域福祉の推進には社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア等の活動が重要であり、支援の輪をつなぎ各種団体が効率的に運営を行う体制づくりが必要です。

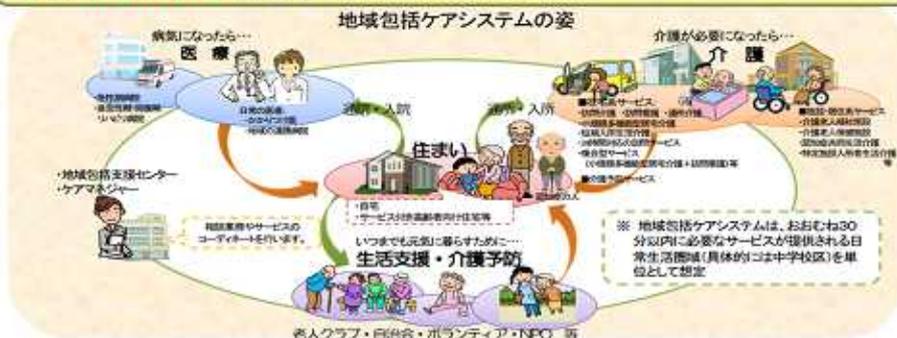
生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人や複合的な課題を抱え社会的孤立状態にある人が増加し、相談体制の整備が求められています。

災害時に支援が必要な方の中には要配慮者名簿の登録に未同意の人がいます。このような場合は自治会や関係機関に事前の名簿提供ができないため、支援体制づくりが難しい状況です。

トピック

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



具体的な施策(施策の方向)

地域社会での相互扶助機能の充実

認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、高齢者見守り支援ネットワークの拡大や認知症の方の徘徊時の対応の強化など、高齢者を地域で見守る体制を拡充します。

相互扶助の勉強会や地域ケア推進会議、協議体の開催等により、支えあい体制を充実させます。

災害時には特に助けあいの体制が重要であることから、日頃からの見守りや声掛けと合わせて、地域内での支えあいの体制づくりを支援します。

社会福祉協議会・福祉団体等への支援

社会福祉協議会は地域福祉の中核的な役割を担っており、多様化する福祉ニーズをとらえて地域福祉の向上に努めることが期待されています。社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民が主体的に活動することを支援し、自助・共助・公助が連携して活動できる体制づくりに取り組みます。

ボランティア活動に参加する市民を増やす取組と合わせて、災害時における支援の受け入れや被災者との調整など、円滑な被災者支援に向けたボランティア活動の運営体制の整備を行います。

生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な相談支援、家計支援、就労支援、住宅確保給付金の給付を行います。

現在、生活保護制度を活用している被保護者に対しては、生活の安定と自立更正を促進するため、適切な援助を行いながら生活保護制度の適正な運用を図ります。また、就労可能な被保護者の就労のため、ハローワークなど関係機関と連携し就労支援を行います。

災害時の要配慮者への支援

災害時に要配慮者が安全に避難できるように、平常時から避難行動要配慮者の情報を把握し、自治会や民生委員、自主防災組織と情報の共有化を図り、要配慮者の安否確認、避難誘導体制づくりに取り組みます。また、自治会や関係機関との支援体制協議や連携強化により、全ての要配慮者に対する支援体制整備を進めます。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組	
市民は、地域の見守りや支えあいを通して、地域福祉の担い手として連帯感を持って活動に取り組みます。	
事業所等は、地域貢献活動としてボランティア活動や高齢者等見守り支援ネットワークへの参加、認知症サポーターの養成などに取り組みます。	
社会福祉協議会は、策定した地域福祉活動計画を基に、地域と連携し、安心と癒しの生活・充実した生活ができる地域づくりを推進します。	
行政は、市民、事業所等、社会福祉協議会が行う活動の支援や調整を行います。	

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
第3期糸魚川市地域福祉計画	平成29年度～平成33年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座、認知症出前講座
2	家族介護支援事業	認知症カフェ、相談会等
3	高齢者等見守り支援ネットワーク事業	業務の中で高齢者等の見守り
4	生活困窮者自立支援事業	相談支援、住宅確保給付金、家計相談支援
5	社会福祉協議会地域福祉助成事業	地域福祉事業助成、ボランティア活動支援

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第2節 活力ある産業の振興

4 商工業の振興

- 企業の競争力の強化
- 企業の経営安定化支援
- 企業の誘致
- 商業の活性化
- 事業承継の支援
- 地元消費活動の推進



基本方針

企業の活性化と競争力の強化を図り、地域特性を活かした産業の発展を目指します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
一人当たり製造品出荷額等（従業員4人以上事業所）	3,209万円（H24）	3,400万円	3,500万円
新規雇用創出数	-	120人（4年間累計）	150人（5年間累計）

現状と課題

本市の鉱工業は、事業所数は減少傾向であり、製造品出荷額は、平成20年の金融・経済危機からは回復したものの横ばい状態が続いており、近年の新興国経済の減速をはじめとした世界経済のマイナスの影響が懸念されています。

中小製造業においては、大手企業の下請け企業が多く経営が不安定な状態であり、建設業においては、建設市場が縮小する中、建設産業の経営基盤強化と収益力の向上を図るとともに、新分野への進出など、新たな展開が課題となっています。

これらに対応するため、企業の安定化や新分野への進出を支援するための融資や、支援制度の充実、関係機関と連携したアドバイス等の支援を行うとともに、本社機能の移転等をはじめとする、企業誘致にも引き続き取り組む必要があります。

本市の商業は、郊外の大型店及び近隣都市への消費者の流出、中心市街地の人口減少及びネット販売の利用増などにより、既存商店では売り上げはもとより、商店数や従業者数の減少が著しい状況であり、北陸新幹線の開業効果も一部の飲食店に留まっています。商店街においても、人通りが大きく減少し、空き店舗が増えていますが、賑わいづくりの創出に向けた動きも見られ、今後とも、個性的、魅力的な店づくりとともに、各種団体が連携した地元消費を促す取組が必要となっています。

トピック

〈工業の概要〉

各年12月31日現在

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
H21	108社	3,919人	10,751,773万円
H22	100社	3,857人	11,648,454万円
H23	106社	3,909人	12,439,353万円
H24	94社	3,812人	12,232,888万円
H25	97社	3,901人	12,741,218万円

（資料：工業統計）

〈商業の概要〉

各年6月1日現在

区分	事業所数(件)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	卸売	小売	計	卸売	小売	計	卸売	小売	計
H16年	93	680	773	552	3,165	3,717	2,387,120	4,771,723	7,158,843
H19年	93	616	709	560	2,932	3,492	2,238,140	4,303,806	6,541,946
H24年	72	491	563	414	2,373	2,787	2,089,100	3,587,200	5,676,300

（資料：商業統計）

商業では、事業所数・従業者数・年間商品販売額とも減少していますが、工業では、事業所数は減っているものの、従業者数・製造品出荷額等は横ばいの状況です。

具体的な施策(施策の方向)

企業の競争力の強化

企業の活性化と競争力の強化を図るため、企業、商工団体及び行政が定期的に情報交換を行う場を設定するとともに、関係機関との連携のもと、相談・支援のワンストップサービス(1)の機能強化に努めます。

道路や港湾等の基盤整備により、ストック効果(2)を高めるなど、経済活動が行いやすい環境整備を推進します。

新製品の開発、新業種への進出や業態転換、海外への進出など、企業の経営革新を支援するため、産学官金労言(3)による連携を促進し、国・県、大学、関係機関等との連携強化に努めるほか、リーダー養成の支援を行います。

新技術や新商品の開発を促進するため、国内外の見本市、展示会、商談会等への出展や参加を支援し、企業の競争力強化に取り組みます。

企業の経営安定化支援

企業経営の安定のため、国の制度の周知と状況に応じた制度融資の充実を行うほか、企業が抱える問題等の解決のため、商工団体や専門機関との連携を強化します。

企業の誘致

新たな雇用の場の確保と産業活動の活発化を図るため、市内3か所の産業団地等への企業誘致活動を展開するほか、本社機能等の移転調査、姫川港の機能を活かしたりサイクル企業の誘致など、新たな産業分野に対応した誘致活動を推進します。

商業の活性化

商店街等への誘客を促進するため、商店街が共同で行うイベントや施設整備、賑わい創出のための取組を支援します。

糸魚川らしい中心市街地の再生を進めるとともに、にぎわいのある商店街づくりを支援します。

商店経営を支援するため、商工団体と連携して、店づくりや経営に関する研修機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい制度の構築や支援の仕組みづくりを行います

事業承継の支援

企業、事業者等の後継者対策のため、商工団体と連携するほか、国等の事業承継支援制度を活用して、円滑な事業承継を支援します。

地元消費活動の推進

地域経済の好循環を創出するため、関係団体連携のもと、地元製品の販路拡大や地産地消を促進するほか、移動販売事業への支援など、地域内消費を促す取組を行います

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

行政と商工団体及び金融機関が連携し、企業の経営安定化や中心市街地の活性化に向けた支援を行うとともに、市民と一体となり、地元消費活動を促進します。

企業は、行政や商工団体と連携し、地域資源の積極的な活用と競争力の強化に努めます。

主要事業一覧

	事業名	概要
1	商工業振興事業	商工団体支援、リーダー育成研修助成、見本市等出展助成
2	企業立地促進事業	用地取得助成、雇用促進助成
3	中小企業向け資金貸付事業	地方産業育成資金、中小企業振興資金、景気対策緊急特別資金
4	中小企業支援事業	信用保証料助成
5	商店街等活性化イベント助成事業	イベント助成
6	商店街賑わいづくり創出事業	賑わいづくり創出助成
7	移動販売支援事業	移動販売車運営費助成

1 ワンストップサービス：一度の手続き、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。

2 スtock効果：物流等の効率化、民間投資の誘発や観光交流、人口・雇用などを増加させ、長期にわたり経済を成長させる効果をいう。

3 産学官金労言：産業界、市町村や国などの行政機関、金融機関、労働団体及びマスコミ等のメディアをいう。

第1節 暮らしやすい生活圏の形成

1 機能的・効率的な生活圏の形成

- ├ 機能的・効率的な生活圏形成の推進
- ├ 都市計画マスタープランの見直し
- └ 調和のとれた土地利用の推進



基本方針

社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画により持続可能なまちづくりを推進します。

施策指標

指標	現状 (H27)	中間目標 (H31)	最終目標 (H35)
市街地(用途地域)居住率 1	52.9%	53.8%	54.7%
地籍調査の推進	24計画区	27計画区	30計画区

現状と課題

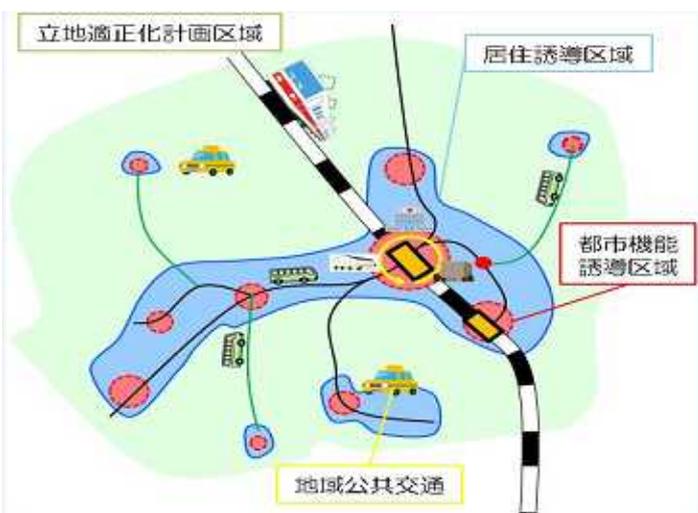
都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用と道路交通体系の整備を進めてきましたが、社会経済情勢の変化に対応する都市計画の見直しが必要です。特に、建物が密集する地域などにおいて、火災等災害に強いまちづくりが必要です。

人口減少社会において、安全かつ快適で持続可能な生活環境を確保するため、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりのほか、公共施設等の適正配置や機能維持が求められます。

効率的な土地利用のためには、地籍調査は有効ですが、個人の利害も伴うことから、地域の理解を得る環境づくりが必要です。

トピック

コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための「立地適正化計画」イメージ



立地適正化計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めます。

「居住誘導区域」とは、人口が減少しても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導する区域です。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点・生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

また、これらの区域を地域公共交通によるネットワークで結びます。

立地適正化計画は、都市計画区域において定めますが、市全域から見た都市のあり方の検討が必要です。

*1 市街地居住率…市街地(用途地域)人口が占める割合 = 市街地人口推計期待値 / 市人口ビジョン期待値

具体的な施策(施策の方向)

機能的・効率的な生活圏形成の推進

市街地においては、立地適正化計画の策定により、適正な都市機能の誘導と居住の誘導を図り、機能的・効率的な生活圏の形成を推進します。

中山間地域においては、小さな拠点づくり 2の取組や、市街地とを効率的に結ぶ地域公共交通網の確保により、将来にわたって公共サービスの提供を維持します。

学校や公民館、体育館などの公共施設については、地域の拠点として、将来の人口規模や地域の実情を踏まえた適正配置や有効活用、複合化など、まちづくりにおける長期的な視野と戦略的視点に立った整備により、利便性を確保し、市民生活を支える機能や施設を維持します。

都市計画マスタープランの見直し

少子高齢化、防災、環境等の社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、都市計画区域内のまちづくりの基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、これに基づいたまちづくりを推進します。

建物が密集する地域の防火・延焼防止対策など、被害を最小限に抑えるまちづくりを推進します。

調和のとれた土地利用の推進

用途地域指定による適正な規制と、都市機能と居住の誘導により、えちごトキめき鉄道の新駅周辺をはじめとする土地の計画的な利用と利便性の向上を図ります。

市街地や中山間地域の農地・林地など、それぞれの特性を生かした調和のとれた土地利用を推進します。

土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにするため、地籍調査を実施し、効率的な土地利用を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民や事業者は、都市機能を最大限に活用したまちづくり活動に取り組みます。
市民と行政は、公共施設や地域公共交通のあり方などを見直すため、積極的な対話や連携を促進します。
行政は、新たな補助制度や税制優遇措置等で、都市機能と居住の誘導を促進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度
糸魚川市公共施設等総合管理指針	平成27年度～平成66年度
糸魚川市地域公共交通網形成計画	平成29年度～
糸魚川市立地適正化計画	平成30年度～

主要事業一覧

	事業名	概要
1	都市計画策定事業	都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定と推進
2	えちごトキめき鉄道新駅設置事業	新駅整備
3	国土調査事業(地籍調査)	藤崎地区における調査の実施

*2 小さな拠点づくり… 小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを合わせ技でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第3節 交通ネットワークの整備



2 市道等の整備と維持管理

- 主要幹線道路、都市計画道路の整備
- 生活道路の整備
- 道路・橋りょうの適正な維持管理

基本方針

計画的な整備・維持管理により、市民生活や地域経済活動等に必要な道路網の拡充を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
都市計画道路未着手延長に対する事業化率	0.0%	15.4%	46.2%
市道の改良率	51.0%	52.5%	53.0%

現状と課題

中央大通り線や糸魚川駅南線が完成し、北陸新幹線糸魚川駅を中心とした交通ネットワークが大きく向上しました。都市計画道路については、計画から未着手となっていた路線の見直しを行っており、今後、計画を継続する路線の整備促進が必要です。

市民生活に密着した市道は、未整備区間があり、**防災面も考慮した**便利で安全な道路網の整備が求められています。

市道橋については、50年以上経過した橋りょうは現在5%ですが、20年後には64%となることから、長寿命化対策が必要となっています。

市道についても道路施設の老朽化が進行し、適正管理と計画的な補修が必要です。

トピック

市道の整備状況

区分	市道			
	1級	2級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長(橋梁を含む)	97.98	53.48	689.38	840.84
改良済延長	85.61	43.00	301.53	430.14
舗装済延長	91.00	50.37	459.74	601.11
自動車通行不能延長	0.83	0.69	191.92	193.44
	%	%	%	%
改良率	87.4	80.4	43.7	51.2
舗装率	92.9	94.2	66.7	71.5
通行不能延長率	0.8	1.3	27.8	23.0

1級市道
主要な集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ幹線市道

2級市道
集落間や国県道等の主要公共施設を結ぶ市道

その他市道
1級及び2級市道に該当しない集落内の市道

市道全体の整備率は51.0%と低くなっていますが、特に集落内の「その他市道」の整備率が低くなっています。

具体的な施策(施策の方向)

主要幹線道路、都市計画道路の整備

事業着手した路線の早期完成と未着手路線の早期着手を推進します。

生活道路の整備

市民生活に密着した便利で安全な道路整備のため、交通安全施設の整備や防災対策を考慮しながら計画的な市道整備を推進します。

道路・橋りょうの適正な維持管理

修繕費の平準化やコストの縮減を図るため、事後保全型から予防保全型に移行した長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの補修や架け替えを実施します。また、道路施設も含めた市道の計画的な維持修繕を行います。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組みます。
行政は、安全で利用しやすい道路整備を推進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市橋梁長寿命化修繕計画	平成28年度～平成37年度
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成25年度～平成38年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	都市計画道路整備事業	港南線ほか
2	道路新設改良事業	仙納筒石線ほか
3	橋りょう修繕事業	苦竹原橋ほか

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

2 都市ガスの整備

- 安全で安定したガスの供給
- サービスの充実と効率的な運営管理



安定供給を行うガスホルダー

基本方針

安全で安定したガス供給のため、老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、地震などの災害への対応力強化を図ります。

経営の効率化に取り組み、収益の安定化と多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
ガス管の耐震化率	94%	96%	100%
経常収支比率(1)	100	100以上	100以上

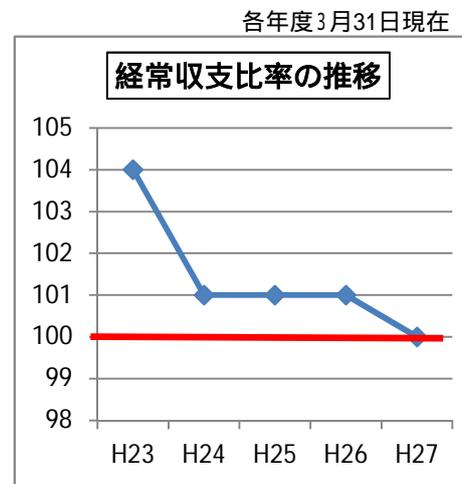
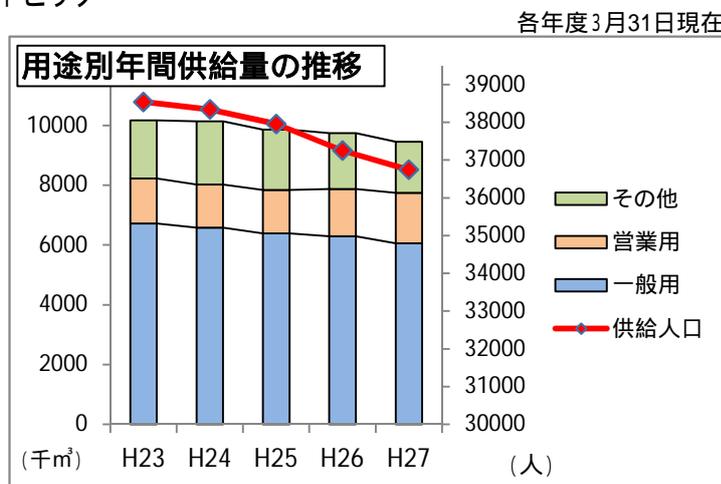
現状と課題

腐食劣化や地震対策に必要なガス管が残存しているため、計画的に耐震性を有するガス管へ更新し、災害時におけるガス供給施設の被害や市民生活への影響を最小限に抑える対応力を強化する必要があります。

安定したガス事業経営を継続するためには、効率的な運営に取り組み、経営基盤を強化する必要があります。

人口減少に加えエネルギーの多様化により供給人口及び販売量の減少が進んでいます。家庭におけるエネルギー消費の多くは、給湯と冷暖房であり、給湯利用者の一部は住宅のオール電化でガスから電気へ移行している状況です。ガス需要の拡大のため、多様なニーズに対応した取組が必要となっています。

トピック



一般用を中心に、販売量の減少から供給量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

1 経常収支比率： 経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策(施策の方向)

安全で安定したガスの供給

地震被害を最小限度に抑えるため、ガス供給施設の耐震化、ガス導管網のブロック化、需要家の宅内配管の耐震化の取組を推進します。

火災や地震などの災害発生後において、速やかな復旧ができるよう、関係事業者などと連携した復旧支援体制と必要備品等の整備を図ります。

安全で安定したガス供給を図るため、老朽化したガス供給施設を計画的に更新します。

需要家がガス機器を適切に使用するよう、啓発活動を行います。

サービスの充実と効率的な運営管理

お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。

収益の安定化を図るため、大口需要家の確保やガス冷暖房、燃料電池の普及に取り組み、ガス需要の拡大を推進します。

経営戦略を策定し、経営の効率化を図り、健全な経営に取り組むとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、所有するガス設備機器を適切に管理し、ガスの安全な使用に努めます。
ガス指定工事事業者等の関係事業者と市は、連携してガス需要拡大に向けた取組とガス機器の安全な使用についての啓発活動を実施します。

主要事業一覧

	事業名	概要
1	供給所整備事業	付臭設備更新
2	経年管更新事業	老朽管の更新
3	ガバナ―設備整備事業	ガバナ―施設耐震化
4	導管整備事業	宅地造成等による導管整備

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

3 上水道の整備

- └ 安全で安定した給水
- └ サービスの充実と効率的な運営管理



水源地を見学する小学生

基本方針

安全な水を、いつでも、だれでも、必要な量が供給できる環境整備を進めます。経営の効率化に取り組み、安定して持続的な健全経営を行います。

施策指標

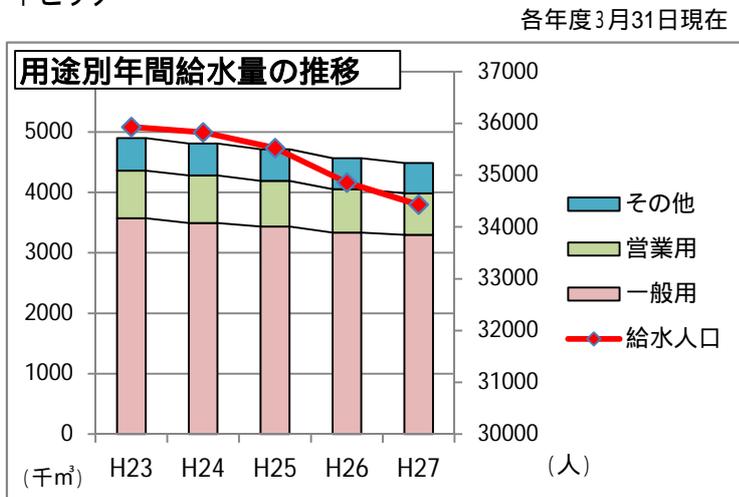
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
水道管の耐震化率	33%	40%	45%
経常収支比率(1)	113	100以上	100以上

現状と課題

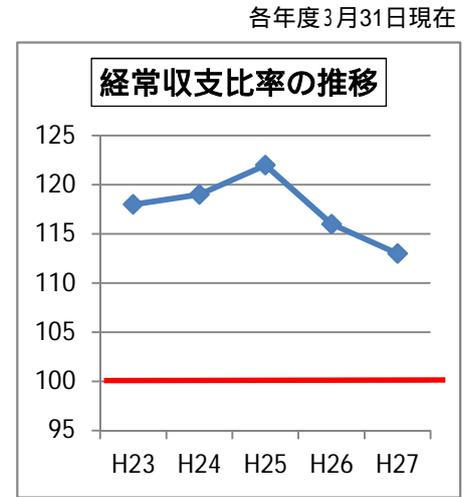
水道施設は計画給水人口に基づき、施設の配水能力を決めていますが、給水量が給水人口の減少などにより減少し、配水能力との間に大きな乖離が生じてきています。また、高齢化や節水意識の高まりなどから1人当たりの給水量が減少してきており、今後もこの傾向が続くことが予想されますので、施設・設備の更新にあたっては、需要予測による施設の規模や設備の能力等の見直しが必要となっています。

給水量の減少により料金収入が減少傾向にあることから、今後も安定した水道事業経営を継続するため、効率的な運営に取り組み経営基盤を強化する必要があります。

トピック



(資料:ガス水道局)



(資料:ガス水道局)

一般用を中心に給水量が減少しており、それにより経常収支比率が減少しています。

1 経常収支比率： 経常的な収支の生産性を示し、高いほど経常利益率が高く、100未満は損失発生を表す。

具体的な施策(施策の方向)

安全で安定した給水

地震被害を最小限度に抑えるため、水道施設の耐震化と配水ブロック化を推進します。

火災や地震などの災害発生後において、速やかな復旧ができるよう、関係事業者などと連携した復旧支援体制と必要備品等の整備を図ります。

組合営による水道経営と水質管理を強化するため、簡易水道や小規模水道の集約化と公営化を促進するとともに、人口減少が著しい地区の水道運営や施設管理を支援します。

安全で安定した水の供給のため、施設の老朽度や利用価値、耐用年数等を考慮し、将来の水需要を見据え、施設の定期的な修繕と計画的な更新を推進します。

サービスの充実と効率的な運営管理

お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。

経営戦略を策定し、経営の効率化を図り、健全な経営に取り組むとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。

水道経営の効率化を図るため、給水区域の統合を推進します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、所有する給水設備の適切な管理に努めます。
地区管理の水道組合等と市は、関係機関と連携して安全な水の供給を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
水道ビジョン	平成21年度～平成40年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	水源施設整備事業	経年施設更新・耐震化整備
2	計装監視設備整備事業	計装監視設備更新
3	配水管整備事業	宅地造成等による配水管整備
4	経年管整備事業	経年管布設替え整備
5	水道施設公営化整備事業	組合営簡易水道等公営化整備

第4章 みんなが住みよいまちづくり

第4節 快適な住環境の整備

4 下水道の整備

- 公共水域の水質保全と住環境の整備
- 下水道施設の適正な管理と更新
- 事業の効率的な運営管理



親水公園で遊ぶ子どもたち

基本方針

下水道普及率、水洗化率の向上を図り、公共水域の水質保全を進めます。
また、施設・設備の適切な保全、効率的な管理と計画的な改築更新を進め、安定した事業運営を行います。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
下水道普及率	95.2%	95.5%	96.0%
水洗化率	95.9%	97.0%	97.5%

現状と課題

水洗化人口は、平成25年まで、下水道整備の進捗と接続の促進、浄化槽の普及・整備により増加傾向にありましたが、予定していた区域の下水道整備がおおむね完了したこと及び人口減少により、平成26年度には減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。併せて、高齢化の進行と節水意識の高まりなどから有収水量が減少し、事業運営の厳しさが増していくことが予想されます。

下水道の供用開始から30年近くになるうとしており、処理場をはじめとする施設・設備の改築・更新の時期を迎えています。また、各処理場の改築・更新時期が重なるため、その時期に多くの事業の実施と多大な費用が必要となります。

下水道や浄化槽は、生活排水等の汚水の排除と処理による公共水域の水質保全や水の再生・循環による豊かな暮らしのため、災害に強く持続的で安定した事業の実施が必要で

施設・設備について、適正な保全と計画的な改築・更新による強靱化と長寿命化を図り、効率的な運転管理と経費節減、使用料の見直しを行い、安定的な事業運営を行う必要があります。

事業運営や資産等の状況を的確に把握するため、会計を複式簿記の企業会計へ移行するよう、国から要請されています。

農地の宅地化などの進展に伴い、土地利用状況の変化に対応した雨水対策を行っていく必要があります。

トピック

汚水処理人口普及率(公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業)の推移

各年度3月31日現在

区分	H23	H24	H25	H26	H27
行政人口(人)	47,211	46,793	46,144	45,493	44,769
処理区域人口(人)	43,935	43,897	43,683	43,232	42,599
水洗化人口(人)	40,904	41,251	41,336	41,313	40,869
普及率 / (%)	93.1	93.8	94.7	95.0	95.2
水洗化率 / (%)	93.1	94.0	94.6	95.6	95.9

普及率、水洗化率は年々上昇し、今後も上昇する見込みですが、水洗化人口は、平成25年をピークに減少に転じ、その後は減少傾向が続く見込みです。

市設置浄化槽の推移

区分	H23	H24	H25	H26	H27
新規設置	22	30	42	28	23
寄附採納	9	6	26	28	23
計	31	36	68	56	46
累計	576	612	680	736	782

新規設置に加え、個人設置浄化槽の寄附採納が増加し、市設置型浄化槽の普及が進んでいます。

(資料: 下水道処理人口普及率調査)

具体的な施策(施策の方向)

公共水域の水質保全と住環境の整備

未整備地区の污水管整備により、公共水域の水質保全を推進します。

下水道区域以外で合併処理浄化槽の普及拡大を進めます。

下水道整備の実効性を高めるため、水洗化（接続）率の向上を図ります。

市街地の雨水排水対策を進めます。

下水道施設の適正な管理と更新

地震などの災害に強い施設を構築するため、施設の耐震化を進めます。

火災や地震などの災害発生後において、速やかな復旧ができるよう、関係事業者などと連携した復旧支援体制と必要備品等の整備を図ります。

施設の機能停止や事故の未然防止を図るため、適正な維持管理を実施します。

施設の更新に当たっては、計画的な改築によって事業費の平準化に努め、施設の長寿命化を図ります。

事業の効率的な運営管理

経費の節減や使用料の見直しに取り組みます。

施設の統廃合を進め、効率的な運営を行います。

経営戦略を策定し、経営基盤強化の取組を推進します。

事業運営や資産等の状況を的確に把握するため、会計を複式簿記の企業会計へ移行し、地方公営企業法の適用を進めます。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、下水道や浄化槽の仕組みや機能への理解を深め、適正な使用に努めます。
市は、排水設備指定工事業者等、関係事業者と共同でイベントを開催するなど、下水道や浄化槽の仕組みや機能、適正な使い方に関する啓発活動を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市都市計画マスタープラン	平成19年度～平成38年度
糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)	平成27年度～平成31年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	污水処理施設更新事業	下水道施設の改築・耐震化など
2	污水幹線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
3	污水枝線築造事業	宅地開発等に伴う管渠の整備
4	処理場統合事業	筒石地区等の施設の統合整備
5	浄化槽整備事業	市設置型浄化槽の整備

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

1 防災・危機管理の推進

- 災害に強いまちづくりの推進
- 危機管理体制の整備推進



総合防災訓練(住民避難)

基本方針

多様な災害及び危機事象に対応するため、防災体制の整備と防災対策を強化し、柔軟かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
自主防災組織の組織率(各年4月1日現在)	82.3%(H28)	100%	100%
糸魚川市総合防災訓練参加率	19.9%	30.0%	50.0%

現状と課題

本市は、海岸、山岳、渓谷など変化に富んだ自然に恵まれている反面、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。

これまでも度重なる大火に見舞われており、二度と大火を繰り返さぬよう、日頃から災害に対する意識を持ち、被害を最小限に抑える取組が必要です。

災害への対応は、迅速な警戒避難体制と情報の収集・伝達体制が重要であり、近年多発している大規模な地震や土砂災害など様々な災害を教訓に、国、県、企業などと連携し、防災、危機管理体制を強化していく必要があります。

災害時は市民の相互扶助の果たす役割が重要であり、地域防災力の基盤となる自主防災組織の設立促進を図り、防災訓練などを通じ地域ぐるみの防災意識の醸成を図る必要があります。

防災行政無線については、主要設備などの老朽化及び国のアナログからデジタルへの移行方針に伴い、設備の更新やデジタル化を進めて行く必要があります。

トピック

主な災害の発生状況

種類	災害名	概要	発生日	地域
波浪災害	高潮災害	低気圧(台湾坊主)	S45.1.31	全域
火山災害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S49.7.28	糸魚川
土砂災害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S60.2.15	青海
雪害	柵口雪崩災害	表層雪崩	S61.1.26	能生
水害	7.11水害	集中豪雨による河川氾濫	H7.7.11	糸魚川
土石流災害	蒲原沢土石流災害	集中豪雨による土石流	H8.12.6	糸魚川
海上災害	ナホトカ号重油流出災害	流出した重油の漂着	H9.1.18	全域
火災	糸魚川市駅北大火	住家・事業所等の大規模火災	H28.12.22	糸魚川

災害の種類ごとに代表的な災害を抽出したもの

(資料:消防本部)

<自主防災組織の組織率>

各年4月1日現在

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
組織率(%)	23.2	23.3	32.3	50.3	58.8	62.3	66.1	70.1	79.1	80.3
組織数(団体)	23	24	29	43	50	56	60	64	68	71
世帯数(世帯)	4,081	4,090	5,689	8,870	10,366	10,988	11,651	12,363	13,950	14,159

組織率 = 自主防災組織が結成された地区の世帯数 / 全世帯数 × 100

具体的な施策(施策の方向)

災害に強いまちづくりの推進

関係機関との連携を強化し、避難勧告等の早期発令体制の整備と市職員の実践的な災害対応訓練等を実施します。

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織を設置し活動を促すことで、市民一人一人が日頃から火災や地震などの災害に備える体制づくりを推進します。

地域防災力の向上のため、自主防災組織の設置を促進し、自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援します。

迅速な避難を実現するために、ハザードマップ(1)等を活用して、避難行動要支援者を含めた住民避難体制及び原子力災害など他市町村からの広域避難体制を構築します。

情報伝達体制を整備するために、防災行政無線の設備更新とデジタル化を引き続き実施します。

大規模災害発生に伴う災害廃棄物について、関係事業者や他市町村との広域的な連携を図り、迅速かつ適正な処理に努めます。

危機管理体制の構築

市民の安全や生活を守るため、「危機管理計画」を策定し、大規模災害、武力攻撃事態、テロ災害、新型インフルエンザなど市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を構築します。

危機事象の発生時に被害を最小限に抑え、迅速な救助・復旧活動ができるよう、国、県並びに関係機関との連携を密にし、相互協力体制を構築します。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民・地域・事業者等は、自助・共助の意識を持ち、平常時から災害に備えつつ、行政等が実施する防災活動に参加・協力するなど、積極的な自主防災活動に努めます。
行政は、市民の生命や財産を守るため、関係機関との協力のもと防災活動を実施します。また、地域防災力の向上のため、地域・事業者等の自主防災活動を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市地域防災計画	平成18年9月策定(全部改訂 平成25年7月)
糸魚川市国民保護計画	平成19年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ対策行動計画	平成21年2月策定
糸魚川市新型インフルエンザ業務継続計画	平成21年4月策定
糸魚川市災害時業務継続計画	平成21年3月策定

主要事業一覧

	事業名	概要
1	防災行政無線整備事業	デジタル無線設備増設・更新、戸別受信機普及
2	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成支援、防災リーダー育成

1 ハザードマップ：各種災害の危険箇所や避難所などを表示した地図

第5章 人と自然にやさしいまちづくり

第2節 安全・安心な市民生活の保護

3 消防救急体制の充実

- 火災予防対策の推進
- 消防力の強化
- 救急業務の高度化
- 応急手当の普及



消防出初式(放水訓練)

基本方針

火災予防の啓発による市民の防火意識の高揚に努めるとともに、地域の特性に応じた消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等の効率的かつ効果的な整備により、消防救急体制の充実強化を図ります。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
火災件数(各年12月31日現在)	16件	10件	5件
住宅用火災警報器設置率	82%	100%	100%
心肺停止傷病者の救命率(社会復帰率)	5%	10%	15%

現状と課題

近年、火災等の災害は、社会環境の変化や高齢化による災害弱者の増加により、複雑多様化の傾向を強め、予測し難い潜在的危険性が增大しています。

また、大規模災害、多数傷病者発生災害などの対応能力の向上や初動体制の充実強化が求められています。

大規模災害時に備え、広域的な消防応援体制を強化していくほか、火災等の災害に強いまちづくりと合わせて、被害を最小限に食い止める消防救急体制の整備・見直しが求められています。

また、地域と一体となった火災予防や住宅用火災警報器普及による火災での死傷者の発生防止などの、住宅等の防火対策を強化していく必要があります。

また、救急救助件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上高齢者の搬送が68.8%を占めており、今後も増大すると考えられることから、更なる救命率の向上を目指して、応急手当の普及や医療機関との連携により迅速、適切な救急救助活動が必要です。

トピック

[火災発生状況]

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数(件)	12	8	13	15	14	13	11	15	16	16
焼損住宅(棟)	3	3	8	14	11	9	13	13	9	9
死者(人)	2	0	0	2	2	1	0	0	2	2

件数は、12件～16件で推移していますが、平成26年、27年と連続で火災による死者が2名発生しています。

[救急出動状況の推移]

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数(件)	1,859	1,895	2,003	1,896	2,031	2,011	2,000	1,866	1,958	1,923
搬送人員(人)	1,737	1,794	1,858	1,768	1,908	1,906	1,870	1,741	1,812	1,775
高齢者比率(%)	58.4	60.3	60.3	64.3	63.5	62.9	67.4	68.5	66.1	68.8

件数、搬送人員ともほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者比率が10年で約10%上昇しています。

具体的な施策(施策の方向)

火災予防対策の推進

高齢者の火災予防対策として、福祉事務所、自治会及び消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検や住宅用火災警報器設置状況調査を通して火災予防指導を行います。

火災予防啓発として、市ホームページや一般家庭防火診断による指導を展開し、火災による死傷者ゼロを目指します。

事業所へ立入検査による火災予防指導を行い、火災予防に努めます。

消防力の強化

近隣、県域を越えた応援体制の確立や出動計画及び消防戦術の見直しを行い、有事即応体制を構築します。

平時から、自治会や市内事業所と連携強化に向けた取組を進め、火災対応力の向上を図ります。

消防団の拠点化の推進により、格納庫、積載車、ポンプ数の見直しを行うとともに、消防団体制の充実と強化を図ります。

団員の高齢化対策として、ポンプの軽量化及び安全装備品の充実整備を行うとともに、入団促進に向けて処遇改善、事業所との協力体制の構築を進めます。

救急業務の高度化

メディカルコントロール体制(1)を基盤とした医療機関との連携強化により、引き続き、救急業務の高度化を推進します。また、継続した救急救命士の養成により、救急車複数乗務体制を構築します。

救急ワークステーション(2)を核とした教育研修により、救急隊員の資質の維持向上を図ります。

応急手当の普及

心肺停止傷病者の救命率(社会復帰率)の向上を図るため、市民への応急手当の普及を引き続き推進するとともに、応急手当普及資器材の整備更新を計画的に行います。

協働のとりのくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、積極的に応急手当講習会に参加し、救命の知識・技術の習得に努めます。
 国、県、市は、消防団協力事業所表示制度(3)を推進し、市民の消防団活動への理解を深め、地域防災力の充実強化を図ります。
 行政は、自治会、市民と連携し高齢者の火災予防指導を行うなど、火災による事故の未然防止や死傷者を出さない取組を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
緊急消防援助隊応援・受援計画	平成22年10月策定
消防対象物警防計画	平成22年12月策定
ジオサイト救助計画	平成22年7月策定
糸魚川市消防団拠点化計画	平成25年9月策定

主要事業一覧

	事業名	概要
1	救急救命推進事業	救急救命士の養成、応急手当資器材の整備
2	救急業務高度化整備事業	高規格救急車、高度救命処置用資器材の更新整備
3	消防水利整備事業	耐震性防火水槽、消火栓の整備、既存防火水槽の耐震化
4	消防団施設整備事業	格納庫の拠点化整備
5	消防団防災機器整備事業	消防団活動に必要な資器材の整備(簡易水槽、消防ホース等)
6	消防団積載車整備事業	小型動力ポンプ付積載車の更新整備
7	救助資器材整備事業	空気呼吸器、三連はしご、水難救助資器材の更新整備
8	消防車両整備事業	消防車両の更新整備

- 1 メディカルコントロール体制：病院前救護において、救急隊員が傷病者に提供する医療サービスの「品質管理」を行なうシステム
- 2 救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設
- 3 消防団協力事業所表示制度：事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制の充実を図る制度

第6章 地域が輝くまちづくり

第3節 ジオパーク活動の推進

1 ジオパーク活動の推進

- └ ジオサイトの保護と保全
- └ ジオパーク学習と防災教育の推進
- └ ジオパークを活用した地域振興の推進



糸魚川ジオパーク学習交流会

基本方針

市民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、地域の発展につながるよう官民一体となってジオパーク活動を推進します。

施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
ジオパーク検定合格者数(累計)	1,422人	1,800人	2,100人

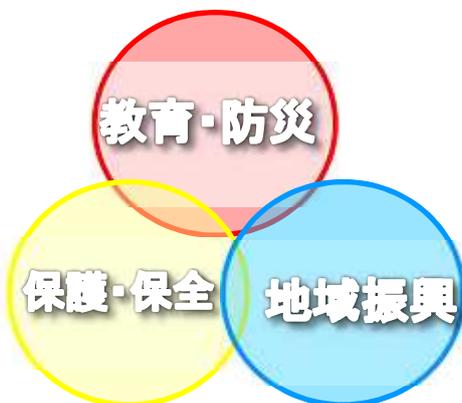
現状と課題

本市は、優れた地質資源を有しており、様々な取組が認められ、ユネスコ世界ジオパークに認定されていますが、ジオパークに対する市民の認知度や理解度には差があるのが現状です。

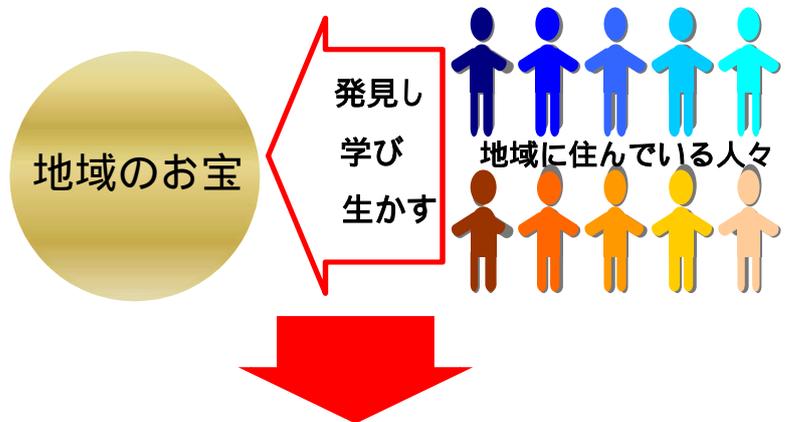
官民一体となってジオパーク活動の3要素である保護・保全、教育・防災、地域振興を推進することで、ジオパークへの認識や理解、郷土を愛する意識の醸成、地域の持続可能な発展につなげる取組が必要です。

トピック

ジオパーク活動の3要素



ジオパークとは



地域の持続可能な発展につながる(地域への愛着と誇り)

具体的な施策(施策の方向)

ジオサイトの保護と保全

糸魚川ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質資源を次世代に継承するため、ジオサイト等の保護や啓発活動を行うとともに、関係団体や市民との協働によるジオサイトの清掃活動や自然環境の再生・維持活動などを行うことにより、保護と保全に努めます。

ジオパーク学習と防災教育の推進

市民が地域の良さを知り、地域への愛着と誇りを育成するため、年代に応じたジオパーク学習を推進し、市民の郷土愛を育みます。

過去の自然災害や大火の教訓などから、地域の地形・地質や気象条件などを学び、理解し、防災や減災につながる取組を推進します。また、学校や家庭、地域においても、災害の経験や防災の取組を伝え、受け継ぎ、災害に強いまちづくりを推進します。

ジオパークを活用した地域振興の推進

地域が元気で、持続可能な発展に向けて、地域住民・学校・行政などが一体となって、ジオパークの優れた資源を理解し、ジオパーク戦略プロジェクトに位置付けた事業や取組を行うことで地域振興を図ります。

協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、ジオパーク活動を通じて、地域に愛着と誇りを持ち、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。

地域は、各ジオサイトの貴重な地質資源を次世代に継承するため、清掃活動など環境美化に努めます。

行政は、市民や地域と連携を図りながら、ジオパーク戦略プロジェクトに位置付けた活動を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
ジオパーク戦略プロジェクト	平成29年度～平成33年度

主要事業一覧

	事業名	概要
1	ジオパーク推進事業	パンフレット、ガイドブック作成、ジオパーク協議会の運営、出前講座
2	ふるさと糸魚川学習支援事業	ジオパーク学習を中心とした体験学習
3	地域プロジェクトモデル事業	地域住民が主体となり、地域資源を活用した地域活性化の取組への支援